

報道関係者各位

令和4年4月1日

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム支援事業等について

子育て世帯の経済的負担の軽減および住環境の向上、三世帯同居・近居による世代間支援の促進を図るため、子育てのための住宅リフォーム工事や住宅取得等を行う世帯に対して、「舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム支援事業等補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内において補助を行います。

記

【補助対象事業の概要】

- 住宅リフォーム工事・・・対象事業費の2分の1（上限100万円/世帯）
 - 住宅購入にかかる仲介手数料費用・・・対象経費の2分の1（上限40万円/世帯）
 - 住宅賃借にかかる仲介手数料費用・・・対象経費の2分の1（上限5万円/世帯）
- ※京都府外からの移住者の方（舞鶴市へ転入する直前に、引き続き5年以上京都府外に住所を有していた方）は補助限度額がそれぞれ2倍になります。

【補助対象者】※すべてに該当する方が対象

- ・子どもが3人以上おられる世帯（多子世帯）または新たに三世帯同居・三世帯近居となる世帯（※現在、三世帯が同居・近居状態にある場合は対象外）。
 - ・住宅リフォーム工事については、舞鶴市内の業者（市内に本社・本店があり、住宅リフォーム工事を業としている業者）に依頼する人
 - ・市税等の滞納のない世帯に属している人（三世帯同居・近居による申請の場合は、その三世帯の世帯員に滞納がないこと）
 - ・子どもの親権者の年収の合算額が750万円未満の人
- ※制度の詳細については、別添資料をご覧ください。

【募集期間】

令和4年4月1日（金）～令和4年11月30日（水）まで
※予算額に達し次第、募集を終了いたします。

【お問い合わせ先】

舞鶴市 子ども支援課
電話：0773-66-1008 E-mail：k-shien@city.maizuru.lg.jp

